

別表（1）

【補助対象とする健康増進活動の範囲】

項目①	補助金の対象となるもの	対象
イベント参加	マラソン大会、チャリティマラソン	参加費
体育イベントへの参加費	ウォーキング大会、トレッキング大会	参加費
	サイクリングイベント（自転車）	参加費
	ヨガ、シェイプアップ体験	体験費用
	スポーツジム初回体験	体験費用
備考：参加費で領収書が発行可能なもの		

項目②	補助金の対象となるもの	対象
スポーツ実践	ボウリング	領収書
運動実践の費用	スキー・スノーボード ※1	領収書・リフト券
	ゴルフ	領収書
	ダイビング、シュノーケリング	領収書
	登山（入山料）	領収書
備考：運動実践費用で領収書が発行可能なもの ※セット料金等で領収書にレンタル品が含まれる場合も補助対象 ※1 金額の記載されたリフト券の原本		

項目③	補助金の対象となるもの	対象
運動施設利用料	野球・ソフトボール	施設利用料
	ジム、フィットネスクラブ	入会金、月額利用料
運動実践で利用した施設の利用料やレンタル料	サッカー・フットサル	施設利用料
	バレーボール・バスケットボール	施設利用料
	バドミントン・卓球	施設利用料
	テニス	施設利用料
	フィールドアスレチック	施設利用料
	スケート	施設利用料
	複合運動施設（アミューズメント系含む）	入場料、利用料
プール、温水プール	入場料、利用料	
備考：施設利用料、運動用具使用料・レンタル料として領収書の発行が可能なもの ※セット料金等で領収書にレンタル品が含まれる場合も補助対象 金額が記載された入場チケットの原本		

但し交通費、飲食代、宿泊代、景品代、用具購入代等、健保組合で認めないものは除く。

上記に記載の無いものについては、健保組合にお問い合わせください。